

発 経 第 6 号
平成 30 年 2 月 19 日

林野庁長官
沖 修司 様

全 国 市 長 会
経済委員会委員長 片岡 聡一
林政問題に関する研究会座長 太田 昇

森林経営管理法案（仮称）に対する意見

標記法律案の立案に当たっては、市町村に新たな義務付けがなされることから、下記事項について十分に配慮されたい。

記

1. 制度の内容については、国の責任において、事業実施に係るガイドラインの作成や説明会の開催により、全ての市町村に対し十分な説明を行うこと。
また、意欲ある林業経営体に対しても制度の周知を図ること。
2. 都道府県の役割に応じて森林環境譲与税（仮称）が配分されることを踏まえ、市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村を補完する役割、さらには、意欲ある林業経営者への支援など、新たな森林管理システムにおける都道府県の果たすべき役割を明確にすること。
また、都道府県ごとに窓口を設置するなど、事業に係る質問や要望に迅速に対応できる体制を整備すること。
3. 市町村にはそれぞれの歴史や事情があり、置かれた状況が異なるため、市町村間の事業の進捗・進度に格差が生じることがないように、職員研修等の人材育成や外部人材の登用などの人的支援及び財政支援など、万全の措置を講じること。
4. 新たな森林管理システムの下にあっては、市町村に対し、住民や林業経営者等から森林・林業に関する様々な相談が寄せられることから、窓口で適切な対応ができるよう、マニュアル等を国の責任において作成すること。
5. 災害等防止措置命令については、制度の実効性確保に向け、適切な措置を講じること。